

平成31年(ワ)第7175号、第10285号、令和元年(ワ)第20045号、第34529号 損害賠償請求事件







原告 【閲覧制限】

被告 学校法人東京医科大学

第5準備書面

令和2年2月28日

東京地方裁判所民事第25部甲B係 御中

被告訴訟代理人弁護士	田辺 克彦	
同	加野 理	
同	鈴木 翼	
同	田中 瑛生	
同	桑原 博道	
同	蒔田 克彦	

第1 令和元年（ワ）第34529号における請求の趣旨に対する答弁

- 1 原告38の請求を棄却する。
 - 2 訴訟費用は原告38の負担とする。
- との判決を求める。

第2 令和元年（ワ）第34529号事件における請求の原因に対する認否

- 1 「第1 当事者」について
認める。
- 2 「第2 本件入学試験の実施状況等」について
認める。
- 3 「第3 被告が入学試験において行った『属性調整』」について
事実関係については認め、その評価は争う。
- 4 「第4 被告の不法行為」について
 - (1) 「1」について
事実関係については認め、その評価は争う。
 - (2) 「2」について
争う。
 - (3) 「3」について
条約、憲法、教育基本法、学校教育法、大学設置基準の記載については認否の対象ではない。その余は争う。
 - (4) 「4」及び「5」について
争う。
- 5 「第5 被告の不法行為による損害」について
 - (1) 「1 受験慰謝料」について
 - ア 「(1)」及び「(2)」について

不知。評価は争う。

イ 「(3)」について
争う。

ウ 「(4)」について

募集要項の引用部分につき、本学医学部医学科の学生募集要項(乙1)に原告ら主張の記載があることについて認め、その余は争う。

エ 「(5)」について
争う。

オ 「(6)」について

被告が平成29年度及び平成30年度の入学試験について追加合否判定を実施したことは認め、その余は否認ないし争う。被告第1準備書面第3.1記載のとおり、平成25年度ないし平成28年度入試において、「当時の繰上合格の順位より上位となる可能性があった受験生」に対して補償を提案しており、被告の提案を受け入れた受験生に対しては既に補償を行っているところである。

カ 「(7)」について

医学部が一般的な他の学部に比べて数が少ないことは認め、その余は争う。

キ 「(8)」について
争う。

(2) 「2 不合格慰謝料」について

ア 「(1)」及び「(2)」について
認める。

イ 「(3)」について

原告38が、「当時の繰上合格の順位より上位となる可能性があっ

た受験生」（被告第1準備書面第3.1）であるという限度で認め、その余は争う。

なお、原告38に関する被告の主張は、被告第1準備書面第3.4(2)における原告12（「当時の繰上合格の順位より上位となる可能性があった受験生」）に関する主張と同様である。

ウ 「(4)」について
争う。

(3) 「3 入学検定料、交通費」について

ア 「(1)」について

原告38が、平成25年度一般入試における入学検定料を支出したことは認める。交通費の支出については不知。

イ 「(2)」ないし「(4)」について
争う。

6 「第6 まとめ」について
争う。

7 「第7 求釈明」について

(1) 「1」について

第三者委員会調査報告書別紙の新合格者名簿に基づく原告38の成績、順位等は、乙23に記載したとおりである。

以上